

化学物質政策基本法案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、化学物質が国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が人の健康の保護又は生態系の保全上の支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、化学物質によるリスクの低減に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、化学物質によるリスクの低減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素、鉱物ならびに化合物、(それぞれ医薬品と放射性物質を除く。)をいい、「ナノ物質」を含む。

2 この法律において、「リスク」とは、人の健康の保護又は生態系の保全に及ぼしうる影響であって、その影響の大きさとその影響が発生する可能性によって測られるものをいう。

3 この法律において、「ハザード」とは、化学物質の有する固有の有害性の程度をいう。

4 この法律において、「新規化学物質」とは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年十月十六日法律第百十七号)第二条第七項に定める化学物質をいう。

5 この法律において、「既存化学物質」とは、前号に定める化学物質以外の化学物質をいう。

6 この法律において、「ナノ物質」とは、少なくとも1次元が100ナノメートル以下の工業的化学物質をいう。この定義については必要に応じて見直しを行う。

第二章 基本理念(持続可能な化学物質の製造使用)

第三条 持続可能な社会の実現のために、化学物質の製造使用は、必要最小限としなければならない。

(ノーデータ・ノーマーケット原則)

第四条 化学物質(既存化学物質を含む)は、そのハザード及びリスクを適正に評価されない限り、製造し、又は輸入されてはならない。

(影響を受けやすい人及び生態系への配慮)

第五条 化学物質の管理は、化学物質による影響を受けやすい人の健康及び生態系の機能が維持されることを旨として、行われなければならない。

(ライフサイクル管理)

第六条 化学物質の管理は、化学物質によるリスクを総合的かつ計画的に削減する必要があることにかんがみ、このために必要な措置が、化学物質の研究開発から、製造、輸入、

運搬、保管、販売、使用、排出、再生、処分に至るすべての段階（以下「化学物質のライフサイクル」という。）を通じて適切に講じられることにより、行われなければならない。

（予防原則）

第七条 化学物質の管理は、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、必要な対策を講じるべきとの理念（以下「予防原則」という）にのっとり、適切におこなわれなければならない。

（代替原則）

第八条 化学物質の管理は、ハザード及びリスクが大きい化学物質をハザード及びリスクが少ない化学物質に代替させるなど、化学物質を使用しない手段を促進させることによって、化学物質によるリスクを可能な限り少なくすることを旨として、行われなければならない。

（すべての関係者の参加）

第九条 化学物質の管理に関する施策の策定は、化学物質に係るすべての関係者による積極的な参加のもとに行われなければならない。

（国際的協調）

第十条 化学物質の管理に関する施策の策定は、化学物質が国際的に移動するものであることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第十一条 国は、前七条に定める化学物質の管理についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、化学物質のリスクの低減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十二条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、化学物質のリスクの低減に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第十三条 化学物質の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「化学物質関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが化学物質によるリスクの低減について第一義的責任を有していることを認識して、化学物質によるリスクを低減させるために必要な措置を化学物質のライフサイクルの各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念にのっとり、化学物質の製造、輸入又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによるリスクの低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、化学物質によるリスクの低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る化学物質に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する化学物質によるリスクの低減に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第十四条 国民は、化学物質によるリスクの低減に関する知識と理解を深めるとともに、化学物質によるリスクの低減に関する施策について意見を表明するように努めることによって、化学物質によるリスクの低減に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十五条 政府は、化学物質によるリスクの低減に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十六条 政府は、毎年、国会に、化学物質によるリスクの低減に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

第三章 化学物質によるリスクの低減に関する基本的施策

(化学物質基本計画)

第十七条 政府は、基本理念にのっとり、化学物質によるリスクの低減に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、化学物質によるリスクの低減に関する基本的な計画(以下「化学物質基本計画」という。)を定めなければならない。

2 化学物質基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 化学物質によるリスクの低減に関する施策についての基本的な方針

二 化学物質によるリスクの低減に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべき化学物質に関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、化学物質安全委員会の意見を聴いて、化学物質基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、化学物質基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、化学物質基本計画の変更について準用する。

(新規化学物質の登録)

第十八条 国は、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、化学物質の持つ固

有の有害性の評価（以下化学物質ハザード評価という）及び化学物質による人の健康及び生態系に悪影響を及ぼすおそれについての評価（以下「化学物質リスク評価」という。）を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

（既存化学物質の登録）

第十九条 国は、政令で定める量を超える既存化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、政令で定める期間内に、所要の化学物質ハザード評価及び化学物質リスク評価を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

（登録されていない用途以外で使用される化学物質の登録）

第二十条 国は、登録されている化学物質について、登録された用途以外の用途でしようとする者が、所要の化学物質リスク評価を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

（高懸念化学物質に関する規制）

第二十一条 国は、化学物質による人の健康及び生態系に悪影響を及ぼすおそれがとくに高いものとして政令で指定する物質（以下「高懸念化学物質」という。）の製造、輸入、運搬、使用及び排出を制限するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 国は、高懸念化学物質を含む廃棄物が、当該化学物質の製造、販売等を行う事業者によって、適正に回収され、処理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（ナノ物質に関する規制）

第二十二条 ナノ物質は同一の化学的組成からなる大きなサイズの物質とは異なる特性によって人の健康又は生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるので、国は、ナノ物質による人の健康及び生態系への悪影響を未然に防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

（化学物質に関する情報共有）

第二十三条 国は、化学物質の製造、輸入又は販売の事業を行う者が、当該化学物質に関する情報を当該化学物質又は化学物質を用いた製品を使用し、廃棄する者に対して、適切に提供することにより、当該化学物質を使用し、廃棄する際のリスクが低減されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、化学物質若しくは化学物質を用いた製品を使用又は廃棄の事業を行う者が、当該化学物質の用途に関する情報を、当該化学物質を製造、輸入又は販売する者に対して、適切に提供することにより、当該化学物質を使用し、廃棄する際のリスクが低減されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に関する表示）

第二十四条 国は、化学物質若しくは化学物質を用いた製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が、国際的な連携を確保しつつ、当該化学物質に関する表示を適切に行うよう、

必要な措置を講じなければならない。

(化学物質の製造、輸入、貯蔵、取扱、排出又は移動に関する届出及び公表)

第二十五条 国は、化学物質を製造、輸入、貯蔵、取扱、排出又は移動しようとする事業者が、関係する行政機関に対して、製造等に係る化学物質の量を適切に届け出るよう、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、前号の規定に基づき届け出を受けた行政機関によって、その届け出に係る情報が適切に公表されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(非意図的に発生する化学物質の管理)

第二十六条 国は、非意図的に発生する化学物質によるリスクの低減のため、当該化学物質の発生状況を監視し、測定し、記録するとともに、当該化学物質によるリスクを可能な限り低減するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急の事態への対処)

第二十七条 国は、化学物質の排出などより人の健康又は生態系に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に適切に対処するよう、当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

2 国は、化学物質の排出などにより人の健康又は生態系に重大な被害が生じた場合には、その原因を究明するための疫学調査をはじめとする必要な調査等を実施しなければならない。この場合において、地方公共団体及び事業者は、国の行う調査に協力するものとする。

(化学物質によるリスクの低減に関する国際協力)

第二十八条 国は、化学物質の監視、測定又は評価の効果的な推進を図るための国際協力を推進するとともに、化学物質によるリスクの低減のための施策に関する国際的連携を図るように必要な措置を講じなければならない。

(高懸念化学物質の国際移動の抑制)

第二十九条 国は、高懸念化学物質又は高懸念化学物質を含む製品若しくは廃棄物の国際的な移動が、国際的な連携のもとに抑制されるように、必要な措置を講じなければならない。

(化学物質に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十条 国は、化学物質に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他化学物質に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、化学物質に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、生活支援・医療制度の充実など必要な措置を講じなければならない。

(化学物質による原状回復)

第三十一条 国は、化学物質によって損なわれた生態系の機能を可能な限り回復させるた

め、必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の施策)

第三十二条 地方公共団体は、第十七条から第二十九条までに定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた化学物質によるリスクの低減のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(情報及び意見の交換の促進)

第三十三条 化学物質によるリスクの低減に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与、関係者との協議の場の設定その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(関係大臣等に対する申出)

第三十四条 化学物質によるリスクの低減に関する施策が適正に行われていないため国民の健康や生態系に危害が発生するおそれがあるときは、何人も、関係大臣及び化学物質安全委員会に対して必要な措置を講じるように申し出ることができるようにしなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第三十五条 化学物質によるリスクの低減に関する施策の策定に当たっては、化学物質によるリスクの低減のために必要な措置が化学物質の研究開発から処分に至るすべての段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第三十六条 国及び地方公共団体は、化学物質によるリスクを低減するために科学的知見の充実に努めることが重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講じなければならない。

(化学物質に関する情報の収集、整理及び活用等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、化学物質によるリスクの低減のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、化学物質によるリスクに関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講じなければならない。

(化学物質に関する教育、学習等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、学校、職域、地域その他の場における化学物質によるリスクの低減に関する教育及び学習を振興させるために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、国民が化学物質に関する知識と理解を深めるため、化学物質

によるリスクに関する広報活動を充実させなければならない。

第四章 化学物質安全委員会

(設置)

第三十九条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、化学物質安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第四十条 委員会は、化学物質リスク評価を実施するとともに、化学物質の原料の採取、製造、保管、運搬、使用、排出、再生、処分の各段階にわたる紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十七条から第十九条までの規定に基づき、化学物質を登録すること。
 - 二 前号の登録に際して、事業者が行う化学物質ハザード評価及び化学物質リスク評価の結果を審査し、別法の定めるところにより必要な措置を講ずること。
 - 三 前号に規定する審査又は自ら行った化学物質リスク評価の結果に基づき、化学物質によるリスクの低減のため講ずべき施策について関係各大臣に勧告すること。
 - 四 前号の施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、関係各大臣に勧告すること。
 - 五 化学物質又は公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。
 - 六 化学物質による人の健康又は生態系の重大な被害に係る原因の究明のための必要な措置
 - 七 鉱区禁止地域の指定に関すること。
 - 八 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。
 - 九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第三百十一条第一項の意見を述べること。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務
 - 十一 第一号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 十二 第一号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 2 委員会は、前項第二号の審査又は自ら化学物質リスク評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その審査又は化学物質リスク評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第一項第三号若しくは第四号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第四十二条 関係各大臣は、別に政令で定める場合には、委員会の意見を聴かなければならない。

2 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、化学物質によるリスクの低減に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(職権の行使)

第四十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第四十四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第四十五条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第四十六条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第四十七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十八条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第四十九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第五十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第四十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第四十一条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第五十一条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、化学物質評価・調整委員会規則を制定することができる。

(ステークホルダー会議)

第五十二条 委員会は、第三十八条第一項第三号の施策を立案するときは、あらかじめ関係者によって構成される会議を開いて、広く関係者と十分に協議しなければならない。

2 前号の施策は、前号の協議の結果に基づいて立案しなければならない。

(資料提出の要求等)

第五十三条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第五十四条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十五条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(専門委員)

第五十六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三百人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第四十六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)

第五十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に置かれる職員のうちには、化学物質に関する科学的知見を有する者及び弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(政令への委任)

第五十八条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第五十九条 第四十六条第一項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(2008.10.31 修正)